

愛知県立大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、愛知県立大学（以下「本学」という。）において授与する学位について、本学学則及び大学院学則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則第51条第4項の定めにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院学則第32条第3項の定めにより、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院学則第33条第3項の定めにより、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者であっても、本学大学院学則第33条第4項の定めにより、本学に提出した博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同様以上の学力を有することを確認された者にも授与する。

(専攻分野の名称)

第4条 学位に付記する専攻分野の名称は、別表1から別表3までのとおりとする。

(修士及び博士の学位の申請)

第5条 修士及び博士の学位を申請する者は、学位申請書及び附属書類に学位論文を添えて、研究科長を経て学長に提出しなければならない。ただし、国際文化及び看護学の修士の学位を申請する者については、教育目的に応じ、学位論文に代えて、特定の課題に関する研究の成果を添付することができる。

2 第3条第4項により博士の学位の授与を申請する者は、前項の書類及び論文に学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

3 本学大学院の博士後期課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が論文を提出するときは、学位論文審査手数料の納付を要する。

4 提出された書類、論文及び学位論文審査手数料は返却しない。

(論文)

第6条 提出する学位論文は1篇とする。ただし、参考論文を添付することができる。

2 研究科会議において必要と認めるときは論文の訳文、模型又は標本その他を提出させることができる。

(申請の受理)

第7条 修士及び博士の学位申請の受理は、研究科会議の議を経て学長が決定し、研究科会議に学位論文の審査を付託する。

(審査委員会)

第8条 前条により学位論文の審査等を付託された研究科会議は、論文内容に関連する科目担当の教授の中から3名以上の審査委員を選出して、審査委員会を設ける。

2 研究科会議は、審査のために必要があると認めるときは、教授に代えて大学院担当の准教授を審査委員とすることができる。

3 研究科会議は、博士の学位論文の審査等のため必要があると認めるときは、学外の大学院又は研究所等の教員その他の者を審査委員会の委員として加えることができる。

(審査、最終試験及び学力の確認)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。

2 最終試験は、論文の内容を中心として、これに関連のある科目について口頭試問又は筆記試験により行う。

3 第3条第4項に定める学力の確認は、博士の学位を申請する者が博士後期課程修了者と同等以上の学力を有することを確認することを目的として、専攻学術及び外国語に関し口頭試問及び筆記試験により行う。外国語については2種類を課すものとする。

4 前項の規定にかかわらず、審査委員会は、学位申請者の経歴及び業績を審査して学力の確認の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、研究科会議の承認を得て、その全部又は一部を免除することができる。

(審査期間)

第10条 修士の学位論文の審査及び最終試験は、在学中に終了するものとする。

2 博士の学位論文の審査等は、申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科会議の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の審査等を終了したときは、学位論文の内容の要旨、学位論文審査の要旨、最終試験の結果の要旨及び本学大学院博士後期課程を経ない者に関する学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添え、研究科会議に文書で報告しなければならない。

(研究科会議の審査)

第12条 研究科会議は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、研究科会議構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 学外研究、公務出張その他の事由により、長期にわたり研究科会議に出席できない者があるときは、研究科会議の議を経て、その期間、当該者を研究科会議構成員の員数から除くことができる。

(研究科長の報告)

第13条 研究科会議が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第14条 学長は、前条の報告に基づいて、学位を授与する。

2 学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知するものとする。

3 博士の学位を授与したときは、学位規則第12条の定めるところにより、学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内にその学

位論文の内容の要旨及び審査の結果をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表及び保管)

第16条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次のようなやむを得ない事由がある場合には、研究科会議の承認を受けることを条件に、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。ただし、求めがあった場合には、全文を閲覧に供するものとする。

(1) 立体形状による表現を含む等の事由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

(2) 著作権保護、個人情報保護の事由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表できない内容を含む場合

(3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

3 前項のやむを得ない事由がなくなった場合には、その全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

4 博士の学位を授与された者は、学位論文の公表に当たり、博士論文の電子データ及び製本されたもの1冊を学術研究情報センター長に提出する。

5 本学は、学位論文の公表に当たり、学位を授与された者に対して、インターネット利用の便宜を提供し、提出された博士論文を本学リポジトリ及び図書館に保管する。

(学位の名称)

第17条 本学において学位を授与された者は、学位の名称を用いる場合、当該学位に本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位を授与された者が次の各号の一に該当するとき、学長は、当該の研究科会議又は教授会の議を経て、その授与した学位を取り消し、学位記を返還させる。

(1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 研究科会議において前項の議決を行う場合は、第12条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第19条 学位記の様式は、別記様式第1から第6までのとおりとする。

(補則)

第20条 この規程で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 人間発達学研究科修士課程に入学した者にあつては、第3条第2項及び別記様式第2(第19条関係)中「博士前期課程」とあるのは「修士課程」と読み替えるものとする

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年5月28日から施行する。

2 改正後の学位規程第15条及び第16条の規定は、施行日以後の博士の学位授与から適用し、同日前の学位授与については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別 表 1 (第 4 条関係)

学 部	学 科	学位 (専攻分野)
外国語学部	英 米 学 科 ヨーロッパ学科 中 国 学 科	学士 (外国研究)
	国際関係学科	学士 (国際関係)
日本文化学部	国語国文学科	学士 (文学)
	歴史文化学科	学士 (日本文化)
教育福祉学部	教育発達学科	学士 (教育発達学)
	社会福祉学科	学士 (社会福祉学)
看護学部	看護学 科	学士 (看護学)
情報科学部	情報科学 科	学士 (情報科学)

別 表 2 (第 4 条関係)

研 究 科	専 攻	学位 (専攻分野)
国際文化研究科	国際文化専攻	修士 (国際文化)
	日本文化専攻	修士 (日本文化)
人間発達学研究科	人間発達学専攻	修士 (人間発達学)
看護学研究科	看護学専攻	修士 (看護学)
情報科学研究科	情報科学専攻	修士 (情報科学)

別 表 3 (第 4 条関係)

研 究 科	専 攻	学位 (専攻分野)
国際文化研究科	国際文化専攻	博士 (国際文化)
	日本文化専攻	博士 (日本文化)
人間発達学研究科	人間発達学専攻	博士 (人間発達学)
看護学研究科	看護学専攻	博士 (看護学)
情報科学研究科	情報科学専攻	博士 (情報科学)

別記様式第 1 (第 1 9 条関係)

第 号	
卒業証書・学位記	
大学印	氏 名
	生年月日
本学 学部 学科所定の課程を修めて 本学を卒業したことを認め学士 () の学位を授与する	
平成 年 月 日	
愛知県立大学 学部長	印
愛知県立大学長	印

別記様式第2（第19条関係）

第 号
学 位 記
氏 名 生年月日
本大学院 研究科 専攻博士 前期課程において所定の単位を修得し 学位論文の審査及び最終試験に合格し たことを認め修士（ ）の学位を 授与する
平成 年 月 日
愛知県立大学長 印

別記様式第3（第19条関係）

第 号
学 位 記
氏 名 生年月日
本大学院 研究科 専攻博士 前期課程を修了したことを認め修士 （ ）の学位を授与する
平成 年 月 日
愛知県立大学長 印

別記様式第4（第19条関係）

第	号			
学	位	記		
	氏	名		
	生	年	月	日
本大学院 研究科 専攻博士 後期課程において所定の単位を修得し 学位論文の審査及び最終試験に合格し たことを認め博士（ ）の学位を 授与する				
平成	年	月	日	
愛知県立大学長				印

別記様式第5（第19条関係）

第	号			
学	位	記		
	氏	名		
	生	年	月	日
本学に博士の学位論文を提出してその 審査及び試験に合格しかつ所定の学力 を有するものと認め博士（ ）の 学位を授与する				
平成	年	月	日	
愛知県立大学長				印

別記様式第6（第19条関係）

第	号
卒業証書・学位記	
大学印	氏名 生年月日
本学 学部所定の課程を修めて本 学を卒業したことを認め学士（ ） の学位を授与する	
平成	年 月 日
愛知県立大学	学部長 印
愛知県立大学長	印